

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
河原医療大学校		平成19年3月30日		佐山 浩二		〒 790-0005 (住所) 愛媛県松山市花園町3-6および3-19 (電話) 089-915-5355		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人 河原学園		昭和60年10月21日		河原 成紀		〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333		
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程	歯科技工学科		平成23(2011)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的		医療現場で活躍する実践的な歯科技工士を養成して、地域医療に貢献することを目的とする。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		現役歯科医師による講義、現役歯科技工士による実習が授業の主となり、常に臨床を感じられる環境から、即戦力となる人材を育成している。						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 66 単位		21 単位	5 単位	40 単位	0 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)				
40 人	22 人	0 人		0 %				
就職等の状況	■卒業生数(C)		17 人					
	■就職希望者数(D)		17 人					
	■就職者数(E)		17 人					
	■地元就職者数(F)		5 人					
	■就職率(E/D)		100 %					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		53 %					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %					
	■進学者数		0 人					
	■その他							
	各担任が履歴書の添削・面接練習を指導し、希望の医療機関に就職で							
(令和 5 年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)								
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 全国歯科医療業界								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無					
評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL				
当該学科のホームページURL	https://medical.kawahara.ac.jp/academics/dental_eng/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		単位時間					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間						
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間						
うち必修授業時数		単位時間						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間						
(B: 単位数による算定)								
総授業時数		66 単位						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		19 単位						
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位						
うち必修授業時数		66 単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		19 単位						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3 人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0 人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人					
	計		3 人					
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		3 人						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専門学校の職業教育のモデルは、業界の実務動向、社会の変化がその基盤になければならない。したがって教育課程の編成においては、業界及び社会の変化やニーズ、在校生及び卒業生の仕上がり状況等の不断の組織的、継続的検証を行う必要がある。企業等から広く、具体的に意見を求め、高度で実践的な教育課程を編成するために、新たな授業科目の開

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

委員会は、教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年11月1日現在

名前	所属	任期	種別
伊藤 千鶴	公益社団法人 愛媛県看護協会 常務理事	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
上岡 由美子	一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
野本 ひさ	愛媛大学 教育・学生支援機構学生支援センター 教授	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	②
吉野 一弘	公益社団法人 愛媛県理学療法士会 副会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
森川 真也	医療法人順天会 放射線第一病院リハビリテーション部 部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
毛利 雅英	株式会社愛媛リハビリ 一般社団法人はなぶさ会代表取締役	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
田部井 陽	医療法人誠志会 砥部病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
栃木 大成	一般社団法人 愛媛県歯科医師会 副会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
坂本 礼美	二番町デンタルオフィス	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
松田 勝年	一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
谷本 享陽	有限会社 谷本歯研 代表執行役	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
西田 雄司	一般財団法人永頼会 松山市民病院 総務部 部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
田村 純子	松山赤十字病院 医療情報管理課 課長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
佐山 浩二	河原医療大学校 学校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
吉村 誠	河原医療大学校 副学校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
阪本 紀子	河原医療大学校 看護学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
木村 玄宏	河原医療大学校 理学療法学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
大島 行博	河原医療大学校 作業療法学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
松井 寛子	河原医療大学校 歯科衛生学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
佐伯 淳也	河原医療大学校 歯科技工学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
桑田 みゆき	河原医療大学校 診療情報管理学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年11月11日 16:00～17:00

第2回 令和6年3月23日 16:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①昨年度の協議内容について

- ・実施施設を中堅規模の技工所にも広げ、実習時間の見直しが提案された。
- ・高校生や小中学生への職業認知度向上の必要性が議論された。

②取り組みについて

- ・歯科医院や中堅ラボでの実習機会を提供し、学内では得られない体験を提供した。
- ・高校へのインターンシップ提案や小学校での体験実習参加により、職業認知度向上を図った。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携した実習等は、1) 学生が校内における通常の実習等では得ることが難しい実践的、専門的な知識や技術等を習得する場であり、さらには2) 学習してきた知識や技術の理解度、習熟度を再確認し、3) 企業等の関係者から具体的に実践的な証歴を得て、学生の実務能力を多面的に開発する機会とする。また実務能力の習得のみならず、その機会を通

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

厚生労働省が定めるカリキュラムにおいて現役の歯科医師や現役の歯科技工士から講義や実技指導を受けている。それにより最新の歯科業界に関する知識や技術など受けることができ、卒業後、歯科技工士として活躍する上で実践的な技術を養う欠かすことのできない連携となっている。実習の成果に関する評価は実習指導者によってなされ、合格基準に満たさなかった学生については、指導者と協議の上、不足点などを学内教員よりフィードバックし、再実習にて合格を支援する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
歯科技工実習	歯科技工に関する全ての科目の知識と技術を基礎として、歯科技工を総合的に取得させる。	板野歯科医院ほか
全部床義歯	下顎排列法による排列練習を行い、技術の習熟を図る。	岡田歯科医院ほか
部分床義歯	部分床義歯の維持装置、バー等の製作練習を行い、技術の習熟を図る。	ケーツ・デンタル・クリエイトほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校の教員研修の基本方針は、1)各教員の専攻分野における実務に関する高度な専門知識・技術の修得、2)およびそれらを授業計画(カリキュラム、シラバス、コマシラバス)に落とし込む能力の修得、3)さらにはその研鑽を実際の授業運営に反映させる教育力の修得を目的として、教職員研修規程第2条に定める研修を受講させることとする。同規程第3条に定めるとおり、所属長及び法人本部総務部責任者は、各教員の実務専門性や教育力の組織的で継続的な向上に努めること

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 実技研修会

連携企業等: 株式会社 松風

期間: 2023年8月8日

対象: 教員1名

内容 株式会社松風の主催する実技研修会において、最新の歯科治療用デジタル機器の使用法について学ぶ

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 専任教員講習会 I

連携企業等: 全国歯科技工士教育協議会

期間: 2023年8月3日・4日

対象: 教員1名

内容 カリキュラム・プランニング・客観試験問題作成法の習得を図る。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	専任教員講習会 I	連携企業等:	全国歯科技工士教育協議会
期間:	2024年8月6日～8月7日	対象:	教員1名
内容	カリキュラムプランニング・客観式試験問題作成法の習得を図る		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	Officeスキル向上研修	連携企業等:	株式会社Schoo
期間:	2024年10月1日～2025年8月31日	対象:	全教員
内容	IT系スキル、一般的ビジネススキル、教育スキルの向上に関する研修(オンデマンド形式)		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本学全般の運営（経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など）について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを基本方針とする。

※参考 自己点検評価における達成度の評価

S: 達成度が高い A: ほぼ達成している B: 達成がやや不十分であり 若干改善を要する C: 達成は不十分で改善を要す

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか
(2) 学校運営	1. 学校組織は明確に位置付けられ、各部署で役割分掌がなされている
(3) 教育活動	1. カリキュラムに基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみ
(4) 学修成果	1. 在学率の単年度は97%以上となっているか
(5) 学生支援	1. 就職目標(就職率目標)は、存在しているか
(6) 教育環境	1. 教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか
(7) 学生の受け入れ募集	1. 学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)は明示されているか
(8) 財務	1. 収支の状況(消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率)
(9) 法令等の遵守	1. 学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準、保助看法、理学作業
(10) 社会貢献・地域貢献	1. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っている
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

本学全般の運営（経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など）について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組んでいる。特に達成評価が充分でないC評価以下に関する項目は改善に向けた意見を取り入れ、重点的に取り組んでいる。

また、委員からの具体的な意見として学校教育以外の諸活動について「学生のボランティア活動を奨励・支援」しているか」

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年11月1日現在

名前	所属	任期	種別
上岡 征司	松山市新玉公民館 館長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	地域有識者
正木 彰	学校法人済美学園 済美高等学校 教頭	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	高等学校関係者
松田 勝年	一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
高橋 克明	ケアプラス株式会社 作業療法士	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
武智 信子	在校生保護者	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	保護者等
越智 覚	在校生保護者	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	保護者等
阿部 七海	愛媛インプラントクリニック かまくら歯科 歯科衛生士	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	卒業生
兵頭 弘起	医療法人慈愛会 梶浦病院 理学療法士	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://medical.kawahara.ac.jp/wp->

公表時期: 2024年10月26日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校職業実践専門課程においてより実践的かつ専門的な高度職業教育を行う観点から、企業・業界団体等より業界における人材の専門性に関する動向や求められる知識・技術等について意見を聴き、これを踏まえてカリキュラムや教育方法の改善・工夫に組織的・継続的に取り組むことを基本方針とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1. 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか2. 社会のニーズ
(2) 各学科等の教育	1. カリキュラムに基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみ
(3) 教職員	1. 教員の数は、設置基準第39条及び関係法令を遵守しているか2. 専任
(4) キャリア教育・実践的職業教育	1. 就職目標(就職率目標)は、存在しているか2. 就職率実績の学内外の
(5) 様々な教育活動・教育環境	1. 教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか2. 入所資格の審査は
(6) 学生の生活支援	1. 学校案内・募集要項・HPにて生活支援制度について記載2. 担任を中
(7) 学生納付金・修学支援	1. 学校案内にて学生納付金および就学支援制度について記載
(8) 学校の財務	1. 収支の状況(消費収支計算書、貸借対照表)のHP記載
(9) 学校評価	1. 学校関係者評価委員会における学校評価と議事録のHP記載
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://medical.kawahara.ac.jp/wp->

公表時期: 2024年5月30日

授業科目等の概要

#REF1	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	授業方法			場所			企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	
1	○			外国語	①歯科技工士に必要な専門英語を学ぶ②英語を学ぶことにより、歯科技工業としての夢を広げる	1年・後半	30	2	○			○		○
2	○			造形美術概論	造形、色彩について学習し、歯科技工士が修復物等を製作する際に、直接的あるいは間接的に役立つ美的な感覚を養う。	1年・後半	15	1	○			○		○
3	○			情報リテラシー	医療情報や情報機器の取り扱う際の基本的な情報を利用する際に必要な知識を学び、情報を正しく安全に活用する方法について扱う。	1年・前半	15	1	○			○		
4	○			コミュニケーション学	コミュニケーションの概要や構造とマネー、身だしなみなど良好なコミュニケーションを行うためにはどうするかを学ぶ。	1年・後半	15	1	○			○		○
5	○			関係法規	「歯科技工士法」並びに関連法規について理解し、その業務を遂行できるよう適正な知識を学ぶ。	1年・前半	15	1	○			○		○
6	○			歯科技工学概論	歯科技工の概念及び口腔の機能・疾患等の概要、並びに歯科技工業務が円滑に実施できるよう必要な運営管理・作業環境等の知識を習得する。	1年・前半	15	1	○			○		○
7	○			臨床歯科技工学概論	おおよそ卒業後5年目までの歯科技工士が関わるであろう各種補綴物について67のポイントにまとめたものである。	1年・後半	15	1	○			○		○
8	○			歯・口腔の解剖	口腔は消化器系の入口であり、その主たる機能は生命維持に必要な不可欠な栄養の摂取であるが、それに加えて発音や審美、さらには表情をとおしての感情表現などにも重要な機能を果たす。歯科医学科は、これら	1年・前半	30	1	○			○		○
9	○			歯型彫刻 基礎	歯型彫刻は客観的な目をおして得られた情報をいかに正確に平面から立体へと再現していくかが最大のポイントとなる。	1年・前半	60	2			○			○
10	○			歯型彫刻 応用	歯のアップをすること、歯の形を正しく理解し表現すること、歯の特徴を正確にとらえ、立体的に描くことで各歯の形態を把握する。①歯型彫刻は、歯の形を正しく理解するとともに、顎口腔系の形態と機能の維持に果たす歯科技工の意義を知る。②歯科技工士に必要な咬合の知識、咬合器の取扱いを修得する。	1年・後半	90	2			○			○
11	○			顎口腔機能学	①歯科臨床各科目の機能と口腔系との関係と理解するとともに、顎口腔系の形態と機能の維持に果たす歯科技工の意義を知る。②歯科技工士に必要な咬合の知識、咬合器の取扱いを修得する。	1年・前半	60	2			○			○
12	○			歯科理工学	歯科技工に必要な歯科材料、機械器具についての基礎的な知識を理解させ、その取扱いと応用を修得する。	1年・前半	60	2	○			○		○
13	○			歯科理工学 実習	歯科理工学では、歯科臨床で使用される材料および器械・器具についての学習であり、歯学の基礎科目の位置づけとして位置づけられている。歯科疾患の予防と治療には、不可欠な歯科材料や器械・器具が幅広く貢献する。	1年・前半	90	2			○			○
14	○			金属形成	①歯科の一分科であり、人類の健康と福祉に貢献する。②歯科技工の理論と技術の基盤となる学問領域である。	1年・後半	30	1	○			○		○
15	○			金属形成 実習	①歯科の一分科であり、人類の健康と福祉に貢献する。②歯科技工の理論と技術の基盤となる学問領域である。	1年・後半	90	2			○			○
16	○			全部床義歯	有床義歯（全部床義歯）とは、歯および歯周組織（歯肉、歯槽骨など）を喪失した場合に、口腔の機能（咀嚼、嚥下、発音など）を回復し、顔面の形態変化および歯の咬合は歯周組織の喪失によって生じる障害	1年・前半	60	2	○			○		○
17	○			全部床義歯 基礎実習	有床義歯（全部床義歯）とは、歯および歯周組織（歯肉、歯槽骨など）を喪失した場合に、口腔の機能（咀嚼、嚥下、発音など）を回復し、顔面の形態変化および歯の咬合は歯周組織の喪失によって生じる障害	1年・後半	90	2			○			○
18	○			全部床義歯 応用実習	有床義歯（全部床義歯）とは、歯および歯周組織（歯肉、歯槽骨など）を喪失した場合に、口腔の機能（咀嚼、嚥下、発音など）を回復し、顔面の形態変化および歯の咬合は歯周組織の喪失によって生じる障害	1年・後半	90	2			○			○
19	○			部分床義歯	有床義歯（部分床義歯）とは、歯および歯周組織（歯肉、歯槽骨など）を喪失した場合に、口腔の機能（咀嚼、嚥下、発音など）を回復し、顔面の形態変化および歯の咬合は歯周組織の喪失によって生じる障害	1年・前半	60	2	○			○		○
20	○			部分床義歯 基礎実習	有床義歯（部分床義歯）とは、歯および歯周組織（歯肉、歯槽骨など）を喪失した場合に、口腔の機能（咀嚼、嚥下、発音など）を回復し、顔面の形態変化および歯の咬合は歯周組織の喪失によって生じる障害	1年・後半	90	2			○			○
21	○			部分床義歯 応用実習	有床義歯（部分床義歯）とは、歯および歯周組織（歯肉、歯槽骨など）を喪失した場合に、口腔の機能（咀嚼、嚥下、発音など）を回復し、顔面の形態変化および歯の咬合は歯周組織の喪失によって生じる障害	1年・前半	90	2			○			○
22	○			歯冠修復技工学	歯冠修復技工学では、単に解剖学的な基本形態にそって製作するだけでなく、歯周組織との関係、咬合、審美性、全身状態などを把握して機能的な歯冠修復物を製作する必要がある。	1年・前半	##	4	○			○		○
23	○			歯冠修復技工学 基礎実習	歯冠修復技工学では、単に解剖学的な基本形態にそって製作するだけでなく、歯周組織との関係、咬合、審美性、全身状態などを把握して機能的な歯冠修復物を製作する必要がある。	1年・後半	##	5			○			○
24	○			歯冠修復技工学 応用実習	歯冠修復技工学では、単に解剖学的な基本形態にそって製作するだけでなく、歯周組織との関係、咬合、審美性、全身状態などを把握して機能的な歯冠修復物を製作する必要がある。	1年・前半	##	4			○			○
25	○			矯正歯科技工学	歯科矯正の基礎的な概念を理解させ、一般的な歯科矯正装置の製作法について学ぶ。	1年・後半	60	2	○			○		○
26	○			小児歯科技工学	小児歯科の基礎的な概念を理解させ、一般に使用されている乳歯歯冠修復物および咬合誘導装置等の製作技術を習得させる。	1年・後半	60	2	○			○		○
27	○			歯科技工実習	歯科技工に関する全ての科目の知識と技術を基礎として、歯科技工を総合的に取得させる。	1年・通年	##	15			○		○	○

58	##	##	##	#REF!	#REF!	##	##	##	##	####	##	##	##	##
59	##	##	##	#REF!	#REF!	##	##	##	##	####	##	##	##	##
60	##	##	##	#REF!	#REF!	##	##	##	##	####	##	##	##	##
合計						○○	科目		○○	単位 (単位時間)				

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件:	○○○○	1 学年の学期区分	○ 期
履修方法:	○○○○	1 学期の授業期間	○ 週

- (留意事項)
- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
 - 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。